

4番 畠山和英です。令和5年第3回岩泉町議会定例会にあたり、地域が抱える身近な課題の一端について一般質問を行います。

1 国県道整備促進に向けた町の支援体制について

初めに、国県道整備促進に向けた町の支援体制について伺います。

(用地担当係の設置)

道路などインフラの整備に際しては用地の確保が前提となります。特に、相続登記の未登記の箇所がある場合には取得交渉に長い期間を要し、用地取得が難しくなるなど、道路改良整備が困難になる場合があります。

先に、町議会一般質問などで、「町としても道路整備を図るため事業推進の支援体制を執るべきではないか」と取り上げてきましたが、「県が行う用地取得は県にだけ任せるのではなく、町でも出来る限り交渉等協力をしていく」と答弁をいただいています。

国道340号、県道大川松草線など幹線道路の今後の整備事業化を図るため、町に用地係を設置し、担当者を配

置するなどして支援体制を整え、取り組んではいかがでしょうか。

町としても、県土木センターと協議のうえ、連携、分担して用地調査や用地交渉を進めるなど整備促進につながるべきと考えます。町長の所見を伺います。

2 安全かつ快適な道路の環境維持整備について

(安全かつ快適な道路の環境維持整備)

次に、安全で快適な道路の環境維持整備について伺います。

過日、町議会産業常任委員会では「町内県道整備促進住民総決起大会」に先駆けて、町内県道の踏査を行いました。その中で、各委員からは「県道大川松草線は、特に幅員が狭く、急カーブの連続のみならず、立木や草木が道路沿いに生い茂り、空がこれほど見えない路線は珍しい。県道の中でも、未改良区間が多く、一番整備が遅れている路線」などの声があがりました。

これら未改良区間の道路は、早期整備が望まれますが、現実的には道路改良整備には長い年月を要し、直ぐには

整備が進まないのもそのとおりです。そうした中において整備が図られるまでの間は、安全で快適に走行することができるように既設道路の適切な維持管理を図ってほしいと願います。

そこで、次の4つの事項について伺います。

(道路沿いの立木の伐採)

1つ目は、道路沿いの立木の伐採であります。

道路沿いの立木の伐採は、適切で快適な道路の維持を図るために、道路の管理上はもとより、防災上、雇用上の観点からも早急に取り組むべき課題であります。

今のままでは進みません。町が主体となって県との協議を進め、県道を含め道路沿いや法面などにある立木の計画的な伐採を進めてはいかがでしょうか。

(道路沿いの草木の刈り払い)

2つ目は、草木の刈り払い、低木の枝払いであります。

未整備区間の多い狭隘な道路は、草木に覆われると走行幅員がますます狭くなります。道路は刈り払い、枝払

いの早期実施をするとともに、場所によっては年2回の刈り取りを実施出来ないか伺います。

県管理の道路についても同様に適切な維持管理が図られるように、毎年度、県土木センターと協議、要請をして進めるべきでありますがいかがでしょうか。

(路面舗装補修事業の促進)

3つ目は、路面舗装補修事業の促進であります。

町、県管理を問わず、道路舗装路面は経年劣化や、復旧復興工事に伴う大型車両の通行などから穴が空き、でこぼこになったままのところなど、走行しにくい道路が各所にみられます。町民等からもこれらの改善、補修を強く望む声が多く寄せられます。

県等への道路舗装改修事業の実施の働きかけや、補修改善に向けた活動状況と、今後の事業促進への取り組みを伺います。

(道路トンネル内への安全設備の設置)

4つ目は道路トンネル内への安全設備の設置でありま

す。

道路トンネル内には、路端や道路の線形等を明示するための視線誘導標が大体は設置されています。しかしながら、設置されていないところや汚れなどから機能していないところもあります。

道路トンネルなど道路を安全かつ快適に走行するためには、備え付けることが必要です。お金もそんなにかからないと思われまますので設置や国県道への設置要望をすすめるべきですが、どのように対応する考えか伺います。

3 河川内の立木伐採撤去について

3点目は、河川内の立木伐採撤去について伺います。

(河川内の立木伐採撤去)

本町全域に未曾有の被害をもたらした平成 28 年台風第 10 号では河川内の立木の流出も大きな問題となりました。河川改修が進められ立木が少なくなっている箇所もみられますが、未改修区間などでは未だ残っているところが多くあります。

先に取上げました道路沿いの立木伐採と同様に計画的

な伐採撤去を図るべきですが、まず、町管理河川についてはどう進めようとしているのか。町長の考えを伺います。

また、県管理の小本川水系大川は、道路維持管理と同様に県と協議の上伐採撤去を図るべきであります。どう進める考えか伺います。

4 町地域公共交通計画の策定について

4点目は、町地域公共交通計画の策定について伺います。

町ホームページに「町地域公共交通計画策定業務委託」に係る公募の実施が載っていました。既に業務委託契約を交わしたかと思いますが、次の5つの事項について伺います。

1つ目は、応募の状況、契約の相手、契約採用された提案書の概要をお示し願います。

2つ目は、町としては発注するに際して、地域公共交通の現状とその課題、対応をどのように捉えているので

しょうか。

3つ目は、現状の交通体系をどのように見直し、公共交通網の構築を図ろうとしているのでしょうか。

4つ目は、おおかわむら地域振興協議会で運行する交通空白地有償運送事業いわゆる「コミタク」を岩泉の中心部まで運行してほしいとの声があります。地域からの要望を是非、実現してほしいと思いますが、障壁があれば乗り越えて可能となるように取り組むべきです。町長の見解を伺います。

5つ目は、スクールバスへの住民の混乗であります。令和5年度予算ベースで公共交通バス関係経費はバス購入費を除き6千7百万円余り、スクールバス等通学運行経費は1億2千2百万円余りとなっています。経費節減や利便性の向上、高齢者等住民と小中学生とがふれあう場を確保の観点からも実施する時期にきていると思います。混乗の実施に向けて計画すべきと考えますがいかがか伺います。

以上で、本席からの質問を終わります。

4番 畠山 和英 議員の御質問にお答えします。

初めに、国県道整備促進に向けた町の支援体制についてであります。国道等の用地取得に関しましては、これまでも県との協議等を踏まえ、用地交渉に同行するなど、協力しながら対応しているところであります。

御質問のありました用地係あるいは担当者の配置につきましては、県とも意見交換しながら、その必要性について検討してまいりたいと考えておりますが、町としましても今後、町道開設事業などを進める上で、重要な役割を担うこととなりますので、慎重に対応してまいりたいと考えております。

次に、道路の環境維持整備について、4項目の御質問がありましたので順に御答弁申し上げます。

まず1点目の道路沿いの立木伐採についてであります。安全な通行を確保するため、毎年、通行の妨げ

となる立木や枝の伐採等、地権者の同意を得ながら対応しております。

岩泉土木センターで管理している国道等の支障木の伐採につきましても、町と同様に対応いただいているものと認識しておりますが、今後におきましては、年度ごとの伐採区間を示すよう要請するなど、安全な通行の確保が図られるよう情報の共有を密にしながら、それぞれの道路管理者において適切な道路環境を維持してまいります。

次に、2点目の道路沿いの草木の刈り払いについてですが、現在、町管理道路の草刈りは、自治会等に122路線を委託しているほか、直営による草刈りを行うなど、安全な道路環境の維持に努めているところであります。

草刈り作業は、年1回を基本としてはおりますが、現地の状況も確認しながら、明らかに通行に支障となる場合は、直営による作業で対応をしております。

また、県管理道路につきましても、町と同様の対応

をしていただいているものと認識しておりますので、町としましても、必要に応じ県に協議、要請をしております。

次に、3点目の路面舗装補修事業の促進についてありますが、町道の補修はもとより国県道の損傷状況についても把握できた時点で、随時修繕対応を要請しております。

特にも昨今、凍結や融解による道路損傷が顕著に見られますことから、本年度実施した県要望の「国道455号の整備促進」や「国道340号及び県道大川松草線の整備促進」の項目として、新たに路盤改良を含む抜本的な舗装修繕の実施を要望したところでもあります。

また、町内3地区の道路整備促進期成同盟会の県要望でも、町内県道等の舗装の全面修繕を早急に実施することを要望したところであり、今後におきましても機会あるごとに道路の実情を訴え、早期の道路改良につながるよう要望を継続してまいりたいと考えており

ます。

次に、4点目の道路トンネル内への安全装置の設置についてであります。町管理道路のトンネルについては照明設備や視線誘導標を設置し、安全対策を講じております。

現在、視線誘導標が設置されていない、あるいは機能していないトンネルも確認されてございますので、速やかに対応してまいりたいと存じます。

また、県管理道路トンネルへの視線誘導標の設置につきましても強く要望してまいりたいと考えております。

次に、河川内の立木伐採撤去についてであります。定期的なパトロールを行い、倒木の恐れがある立木や通行に支障のある立木につきましては、計画的に伐採を進めてまいります。

県管理河川の大川の立木伐採につきましては、現在岩泉土木センターにおいて、管理河川内の支障木の洗

い出し作業を行っていると同っておりますことから、引き続き、計画的な伐採について要請してまいりたいと考えております。

次に、町地域公共交通計画の策定について、5項目の御質問がありましたので順に御答弁申し上げます。

まず1点目についてであります。応募者は、アジア航測株式会社盛岡支店1社で、プロポーザルコンペを行った結果に基づき契約を締結しております。

提案書の概要につきましては、町民や岩泉高校通学生へのアンケート調査や、運行事業者へのヒアリング調査を実施し、公共交通に対するニーズと、移動サービスの提供体制、町の財政負担などの課題を整理し、計画の基本方針等を策定の上、具体的な施策へとつなげていくものであります。

2点目の地域公共交通の現状と課題、その対応についてであります。人口減少に伴い、バス等の公共交

通の利用者は減少傾向にあり、町民バスの運行補助は、運賃収入の減少や燃料高騰などにより増加傾向にありますことから、限られた財源の中で、地域の暮らしを支える移動手段を確保するために、効率的で効果的な公共交通体系を構築する必要があるものと捉えております。

3点目の現状の交通体系の見直し及び公共交通網の構築につきましては、今回の計画策定に当たり、改めて町民バス、地域振興協議会で運行する二次交通など、全ての交通体系を整理し、町民アンケートや交通事業者へのヒアリング等を基に、町民の利便性の向上と、財政負担の軽減を図ってまいりたいと考えております。

4点目のおおかわむら地域振興協議会で運行しておりますコミュニティタクシーの町内中心部への延伸につきましては、民間のタクシー事業者等との調整も必要となりますことから、町地域公共交通協議会でも議

論を重ね、関係事業者とも協議を進めながら、今回の計画策定と並行して検討してまいります。

5点目のスクールバスへの町民の混乗についてありますが、町民の皆様の移動ニーズに応えるために、交通資源を有効活用するという観点では、研究の必要性を感じているところであります。

スクールバスの運行は、児童、生徒の通学が最優先ではありますが、町民の皆様の利便性向上に向け、混乗についての法的な手続き、運賃、利用方法等について、今回の計画策定と併せて総合的に検討してまいりたいと考えております。

以上で答弁を終わります。